

# 全国放課後連ニュース

【発行】障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

【全国放課後連事務局】〒135-0003 東京都江東区猿江2-9-5  
まつぼっくり子ども教室内 TEL: 03-3635-6301 FAX: 03-3635-3285  
E-mail: maturi-box@nifty.com

【第35号】

2019年2月10日

【内容】

◎2018年度第2回厚生労働省懇談（共同学習会）報告  
◎第39回研修会 in 東京開催情報

全国放課後連の本



放課後活動等デイサービスハンドブック

## 2018年度第2回厚生労働省懇談・共同学習会開催

2018年11月26日(日) 於中央合同庁舎4号館会議室(東京・霞が関)



全国放課後連では、毎年度2回、厚生労働省（以下「厚労省」）担当者と懇談の機会を設けています。本年度第1回は6月12日の国会内緊急集会に合わせて開催しました。その第2回目を11月26日に開催しました。

例年の懇談では、全国放課後連としての要望をお伝えして、それに対する厚労省からの回答と追加の質疑応答を行っていました。しかし、今回は、厚労省担当者と事前に協議した結果、障害のある子どもたちにとっての放課後の意義や現場で生じている課題について問題意識を共有するための「学習会」とすることとしました。

当日は、全国から加盟事業所34名の方にご参加いただきました（宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、熊本、沖縄の加盟事業所）。

厚労省からは、山口正行氏（社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室長／地域生活支援推進室長）以下、室長補佐、専門官、係長、係員の合計5名の方にご参加いただきました。

今回のニュースでは、その学習会の内容をご報告いたします。

### 黒田副会長あいさつ

今回、厚労省担当者から「実態を知りたい」との積極的な提案をいただき、宮城県、沖縄まで事業所の方が集まっていた。

現在、障害のある子どもたちの放課後活動は、営利企業の参入によって、色々な問題が出ている。その問題に対応するために、厚労省もガイドライン策定含め対応をされているところだと思う。しかし、今回の報酬改定のあと、さまざまな問題がさらに出てきているところ。また、基礎自治体の対応も課題があると考えている。

今回の会を通じて、日割り報酬も含めて抜本的な解決を図って頂きたいと考えている。

障害者権利条約の成立以来、子どもたちの豊かな放課後、余暇活動の保障が求められている中、私どもも日々奮闘している。一緒に局面を打開したいと思う。



※左端が黒田副会長

### 厚労省あいさつ

山口室長から以下のご挨拶をいただきました。

「今日は、遠方から来ていただき、感謝申し上げます。私どもも、現場の実態を把握したいと常日頃から思っております。今日はとてもいい機会だと思っています。忌憚の意見を聞かせていただければと思います。」

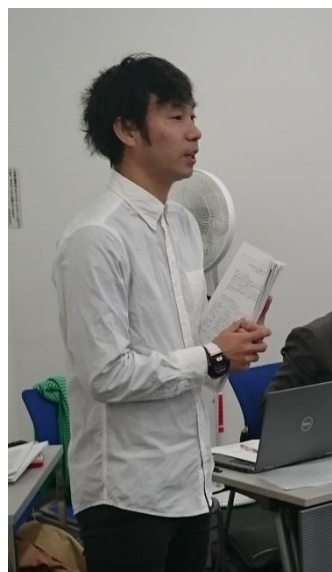


※左から山口氏、齋藤氏、鈴木氏、有川氏、荒木氏

### 全国放課後連からの報告

#### (1) 事業紹介・放課後活動の意義

報告者： 加辺紘樹さん（東京）



私の事業所は、保護者が自分たちで、就労保障を目指す会として立ち上げたところから始まった。それを基礎にして、障害のある子どもたちの成長・発達を支えるという願いも加えて放課後事業を行ってきた。

平成18年には、青年余暇支援にも取り組み始めた。青年になっても、作業所が終わったあとに仲間とともに生

活するということを保障することも法人として取り組んでいる。

放課後というものが、「安心して生活できる場であること」を目指している。ペアレントトレーニングについても、「こうすれば手をうまく洗えるようになる」という種類のものはない。日々の生活の悩みについての相談などを、日々のお迎えなどの際にしている。

地域に出ていくことも大事にしている。市内でハロウィンパーティーをしている。市役所から駅までの道のりを子どもたちと一緒に、仮装してパレードしている。市内の事業所も巻き込んで、180名ほどの参加で行った。地域の中で放課後等デイ事業所が担う役割なども考えて事業を行っている。

#### (2) 子ども・保護者にとっての放課後活動の意義、指標判定についての問題

報告者： 溝田たまきさん（保護者・埼玉）

埼玉の事業所に、広汎性発達障害・多動の中1の娘を通わせている保護者。先日、事業所の運動会を見に行った。そこで感じたことは、子どもたち一人ひとりの生活の中で、その子が何をみて、何を考えて、何を感じているのかを指導員がしっかりと見て、考えていただいていることだった。

うちの子がこういった事業所で生活できていることを嬉しく感じた。

娘は、4年生の夏まで学童クラブに通っていた。そのあと放課後等デイに入ることにした。他害が多くなり、対応が難しくなったからという理由だった。とても残念だった。そのあと、半年の間に放課後等

デイの事業所を3つ渡り歩いた。学校で頑張ったことを、家で発散し家族が振り回されるという流れがあった。最終的にいまの事業所に巡り合い、荒々しい言葉が減り、表情が柔らかくなった。自分自身を事業所の指導員の方々に丸ごと受け止めてもらえていることが大きいと思う。

それでも、娘は、「自分のこと」はなかなか表現できない。保育中にケガをしても、スタッフに「痛い」と言えず、家でそれを訴えることがあった。事業所の職員さんから「私たちにも痛いことを言ってもらえなかったことがショックでした」という言葉があった。その言葉から、娘が心を開いて、安心した居場所になるように丁寧に支援をしてもらっていることを感じ、感謝を感じた。いまの事業所に託せる幸せを感じている。

ある日、娘の表情がいつもと違うということに事業所の指導員の方が気づいてくれた。学校でケガをして、それを我慢していた。ちなみに、学校の担任の先生は気が付かなかったよう。娘の気持ちに寄り添った丁寧なやり取りをしていただいたこと、事業所の中で対応をしっかりと考えて頂いたことがよくわかった。

いま放課後のところでは、「保護者のニーズ」がよく言われている。もちろん保護者のニーズもあると思うが、「子どもは大人の成果物ではない」と思う。勉強、運動などの「成果を求める事業所」が増えている。その中で、どのスタッフも「心を育める事業所」を見つけるのは至難の業になっている。

何かをやらされて、「何ができる・できない」ではなく、日頃の遊びの中で自然に出る行動から、子どもが何を思い、何を感じ、何を考えているのか、声なき声を感じ取ろうとするのが真の支援者ではないかと気づいた

保護者としては、たとえ障害があっても、子どもには、「自分の意思をもって生きていって欲しい」と願っている。その子どもの意思を感じ、深く掘り下げて考えてもらえる支援者と縁があって欲しいと思っている。

「保護者とともに子どもを育む事業者」と、「子どもの人権を犯してしまうような事業所」と同じ評価であってはならないと思う。

### (3) 放課後等デイにおける不登校児への対応 報告者： 田場力男さん（沖縄）

私の事業所は、平成27年に設立した。小児精神科とも連携している。沖縄県内7市町村の広範囲にわたって、2事業所で40名が登録している。主に発達障害の子どもたちが通所している。16~20校から送迎している。

1人親家庭が4名、生活保護課程含め生活困窮家

庭が10名、要保護児童対策児が3名在籍している。

沖縄県は交通機関がなく、また、生活保護家庭は車がないため、送迎をつけないと利用ができないという実態がある。

支援内容は、遊びなどを中心に、生活の中でゆったりと活動できることを考えている。生活の中で気づきが出てくるような支援をしている。

4名の不登校児、2名の不規則な登校拒否児童がいる。受け入れは、10時から17時半で、常勤職員2名から3名で対応している。

1つ事例を紹介したい。ゆう君（仮名）という不登校の子がいた。母と2人暮らしで、平成28年2月から私たちの事業所を利用している。相談事業所からは、注意欠陥多動性障害、学習障害、自傷もあるが、小学校に普通級に通っているという引継ぎがあった。私の事業所は、不登校の日に利用。

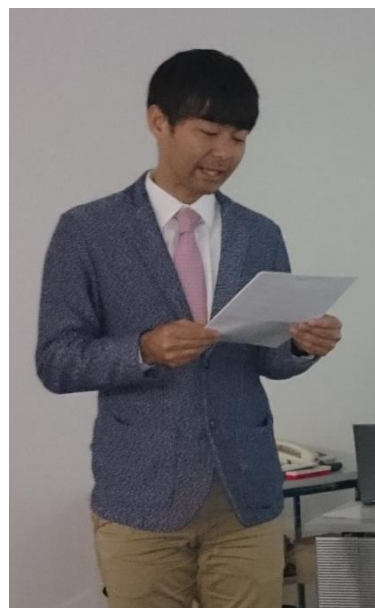
利用開始は週2回だったが、次第に利用日数が増加した。本人からは、「友達の話がわからない」「先生に怒られている理由がわからない」という訴えがあった。その後、4月も転校。受け入れ先の小学校、関係機関と連携した。しかし、4月末以降、音信不通になり、2か月以上利用がなかった。小学校と連携したり、こまめな手紙の投函をしたりするなどの対応を行った。その後、6月半ばに母が来所。母とLINEなどで連絡をとり、週5回の利用に改め、登校日は放課後の利用、不登校日は午前中からの受け入れということにした。

現在では、行政との連携も行い、対応をしている。不登校の子どもたちはとても細かな支援が必要。一般の子どもにまぎれて、問題がわからないこともある。

今回の報酬改定後、学校・市町村によっては、「学校に行かないと放課後は利用できない」「放課後なのだから、午前中からの受け入れはできない」という取扱いをしているところや、そうではない所など、

市町村によって取扱いに大きな差が出ている。取扱いによって、利用制限につながっているところもある。

「障害の重さ」と「支援度の高さ」は比例しているわけではない。細かな支援が必要な「非該当」の子どもが困っている環境になっていると感じる。沖縄県では、生活困窮家庭の多さ、一人親家庭の多さ、家族支援の必



要度の高さから、子どもの障害の重さと支援の必要とは一致していないことが多い。

沖縄県では、現在約 340 の事業所が乱立し、児童の奪い合いが始まっており、すでに「おとなしい児童」を集める事業所も出てきている。また、ある自治体では、子どもの障害の重症度に関わらず、一律に利用日数を減らすことや、きょうだいの利用を理由に受給者証を発行しないということをしているという実態も聞いている。現時点では、こういう状態になっている。

#### (4) 学校の空き教室を利用した放課後等デイ 報告者： 森典子さん（埼玉）

県立はばたき特別支援学校の空き教室を利用している。以前高校の合宿所だったところを使用している。

登録 13 名で、平均 1 日 10 名前後が利用している。主に小学部の子どもを受け入れている。

夏祭り、クリスマス会などの際には、担任の先生に参加を呼び掛けている。クリスマス会には、校長先生、教頭先生も呼び、保護者・家族も参加する形にしている。

パートの方の中には、障害のことを知らないという方もおられるので、学校の先生にも協力してもらい研修会を開催している。そういうことをし始めると、スタッフからも有意義であるという意見があり、地域の放課後等デイ事業所にも呼びかけ、研修会を重ねている。その研修会には、保護者も参加をしている。

地域内で複数事業所利用のお子さんもいるので、横のつながりの重要性を感じ、放課後等デイの連絡協議会を作った。互いに勉強し合い、事業所間で情報交換を行うことを目的に、自立支援協議会の子ども部会の中に作ったところ。2 か月に 1 回、事例報告会、勉強会を行っている。また、放デイ運動会も行い、200 名以上の参加があった。

学校の自立活動部の先生方は、子どもの身体のケアの部分で連携をしている。



※左端が森さん

また、ボランティア研修会を受けて、私の事業所の職員が、学校のボランティアとして登録しており、学校で手が必要などときには、事業所お手伝いなどのボランティアとして協力している。学校の先生も研修で外部施設の経験をするが、その際には、私たちの事業所で受け入れている。

学校と同じ方向の支援をするということを大事にしている、学校の発達診断（太田ステージ）の勉強をして、共通言語をもてるようにしている。

校長先生も理解をしていただき、「特別支援学校は地域のセンター的機能があるので、教員もどんどん使ってください」と言っている。学校内に事業所があることで、つながりができていると思っている。

**補足**：・はばたき特別支援学校で事業を始めたのは、2011 年から。高校が統廃合となり、設置された特別支援学校。したがって、一般の特別支援学校よりも面積が大きな学校。2010 年 10 月には、はばたき特別支援学校準備室が設置され、学童保育として設置を要望した。当初は学童クラブとして始まり、2014 年に埼玉県特別支援教育課、障害者支援課が協議をして、放課後等デイとして設置できた。

#### (5) 子ども・保護者にとっての放課後活動の意義、 報酬改定について 報告者： 本多瑞佳さん（保護者・東京）

私の息子は、小学部 5 年の重度クラスに通っている。家では、物を投げたり、壊したりすることもあった。パニック状態がなかなかおさまらないことが多かった。「私を苦しめるために生まれてきたのか」とも思った。いまの事業所に通うことで、日々の苦痛を軽くしてもらっている。散歩、調理、フォークダンス、子どもの「やりたい気持ち」を大事にした活動をしてもらっている。

今では、外に出たいときには、自分の靴と指導員の靴を出してアピールするようになった。遊び・生活を通して、人との関わりや社会性を学んでいると思う。友達、指導員みんなが見守ってくれ、いまの事業所は大きな家族のような存在になっている。

国は、子どもに手厚い事業所ではなく、「儲け本位の事業所」をなくす制度をつくるべきです。今の事業所は、より多くの指導員、午前中・土日に多くの仕事をしている常勤職員で成り立っている。人員を手厚く配置した場合や土日の仕事を評価した制度に変えていただきたいと考えている。

#### (6) まとめ 村岡真治（全国放課後連・副会長）

物を投げる、壊すなどをするお子さんの保護者の

方は、決して子どもがかわいくない訳ではなく、そう思えないときがあることについて親は、深い葛藤をしている。そのことがよくわかる。

職員としては、「子どもの良い事実」を確かに掴んで、保護者に返していくというのが大きな仕事だと思っている。外に出たいときに、自分の靴だけではなく、一緒に行きたい指導員の靴を出してあげるといことなどを見ても、他者との関わりの中で、自分のやりたいことを膨らませたり、そのことを相手に伝えたりすることで、より人間らしく成長していくと思っている。

そういった視点からすると、今回の報酬改定には、主に2点の問題がある。1つは、子どもの障害の状態の判定をして、それを事業所の収入に結びつけるというやり方について。子どもの判定が重い子がたくさんいないと事業所の運営ができないので、職員は子どもの「あら探し」をしないといけなくなる。「子どもの良い事実」を探して、それを親に返すということができなくなる。親としては、自分の子どものことを悪く言われたくないので、場合によっては、職員との関係が悪くなる可能性がある。親御さんとの関係を損なう可能性がある仕組みは廃止した方がいいと考えている。

もう1つは、儲け主義の事業所が入ってきていること。私の事業所は放課後等デイができるまでは、何十年と東京都の補助金事業でやっていた。儲け主義が入り始めたのは、国の制度になってから。私たちの仕事は、「子どもを育てる」ということ。児童福祉法の趣旨からすれば、子どもを育てる制度にして欲しい。完全に儲け主義事業所を排除するのは難しいのかもしれないが、少しでも薄めるような防波堤を作りたいと思っている。

保護者の本多さんのような、障害の重いお子さんをお持ちで、毎日苦悩しながら生活している親御さん、また、子どものより良い成長を願って一生懸命やっている職員が励まされる制度になって欲しいと願っている。

## **追加的に発言した事項**

### **(1) 現在の制度運用について 発言者： 荒木啓太さん（熊本）**

熊本県のある市の実態について。その市は、支給日数が、月5回に制限されている。判定については、保護者の方への聞き取りもなく、受給者証の際の聞き取り調査のみを基礎とした判定となっている。

その他、地域性として、送迎に時間がかかってしまう。送迎にも職員が必要。往復80分ほどかかる。送迎加算について、送迎コストが割に合わないと感じているところ。

### **(2) 多機能、重心指定以外の事業所で重心児への対応**

**発言者： 中村亜紀子さん（埼玉）**

3年前から放デイ、児童発達支援、保育所等訪問をやっている。児童発達支援を卒業後、放デイを利用する子がいるので、クリスマス会、夏祭りなどの大きな行事は一緒にやっている。児童発達支援は、月曜日を除く平日、常勤3名、非常勤5名、保育士が中心で、看護師、言語聴覚士も加わって、活動をしている。定員は5名。1対1で関わりたいと考えている。

放デイは、月から土、児童発達と兼ねた常勤3名、放デイ専門3名、看護師などが勤務。支援級の子が多い日、支援学校の子が多い日などがあるので、その日によって職員数が異なる。それぞれの分野で勉強しないといけないことがあるので、児童発達支援の職員は土日を使って研修をしてもらい、放デイの職員も午前中を使って研修をしている。

医ケアのお子さんへの支援も必要と考えている。そのため、看護師を配置して活動している。看護師を募集するのは大変だったが、いまは毎日配置できている。しかし、配置加算をもらっていない。医ケアの子どもに親御さんに自己負担を強いるのはいやなので、加算をとっていない。個別で対応しないといけない時間もあるので、手厚く配置しているところ。

職員が、障害特性を理解した上で支援しないと日々感じているところ。

また、重心指定の事業所はハードルが高い。看護師は集まらない。でも、医ケアがあっても入りたい子は多い。福祉的職員による医ケアの研修を受けてやっている事業所もある。37200円家庭では、重心指定では、上限までいってしまう。利用控えも生じていることも知って欲しいところ。

### **(3) 家族支援の取り組みについて 発言者： 益本裕美さん（埼玉）**

私の事業所には保護者会がある。参加する親御さんの近況報告の場、同じ事業所の仲間として、成長を喜び合える場として作っている。親子行事、OB会などで、横のつながりを作ってもらいたいと考えている。

実践の例を紹介したい。小4のしんぺい君(仮名)というお子さんがいる。自分を表現するのが難しく、職員に爪をたてたりしていたお子さん。活動の中では、丁寧に言葉をかけて、一緒に遊び、身体を動かすことを心掛けていた。

先日、放課後が終了後、自宅まで送ると、自宅に招き入れようとする姿があった。『自分の気持ちをお母さんに伝えて』と言っているようだった。母も家

## 厚労省担当者とのやり取り

※以下、厚労省側は「厚」、全国放課後連側（事務局、事業者・保護者などの参加者含む）は「全」とする。

### （１）不登校児への対応について

厚：不登校児への対応について、午前中からの対応に関して市町村で差があるとのことだったが、具体的にどういう形か？

全：ある市は、学校長の判断で、「出席扱いにしても良い」というような対応をしてくれている。一方で、ある町では、「午前中からの受け入れはしないでください。学校で支援をするので勝手なことはいしないで」と言われる。単価としては、午前中から来ていても、平日単価となる。

厚：市町村まちまちということは、学校の理解がまちまちということ？

全：そういうこと。

全：ある県で、不登校児への対応について意見がたくさん出た。「学校に行っていないなら放課後ではない」ということで、午前中からの受け入れができない場合があるとの話がたくさん出た。学校に行ったことにするために、最後のホームルームだけ行って、そこからすぐに事業所に行って、報酬請求をしている事例なども聞いてきた。学校との関係を整理して欲しい。

### （２）家族支援について

厚：文科省の管轄ではあるが、いま学校で問題となっているのは PTA 活動。PTA をやらないという学校が出てきている。そういった保護者会活動が「煩わしい」と思う世代になっているとも思うが、そういった活動にどういったメリットがあるのかを保護者の方に聞きたい。保護者自身が、「こういう部分が助かっている」ということを聞きたい。

全：私の事業所では、保護者会で簡単ではあるが活動の様子を聞ける。保護者会も大事だけど、日々の指導員からの報告が大事

いろいろな行事もある。キャンプ、運動会、バザーなどがある。最初はなぜここまでやるのか、と思っていて、義務的に参加していたけど、職員、先輩方の話を聞いていると、親同士がつながるということを感じている。先輩方の話は、バザーなどの準備で雑談することが多い。それがとても大きいこと。異年齢の子について、家庭での様子、作業所の実習の話などを聞ける。いろいろな保護者会の活動を通して、情報をいただける。こういうことが良いと思っている。今では、義務的ではなく、積極的にかかわっていきたいと思っている。

に招き入れてくれた。しんぺい君は、お気に入りの部屋に招き入れて、職員と母が話をしているのを「うんうん」と穏やかにうなずいて聞いていた。母はそのような姿を初めて見たとのこと。その後、しんぺい君は、おだやかになった。このようなこと実践の中であった。具体的な実践を通じて、「子どものことがわかる」ということを保護者に実感してもらうこと、保護者と指導員と一緒に悩み考えることが大事だと思う。その結果、保護者が安心して通わせることができると考えている。保護者と事業所・支援者が「顔の見える関係」であることが大事だと思う。

### （４）地域における研修会開催等

発言者： 加辺紘樹さん（東京）  
熊谷秀典さん（仙台）

東京では、約 70 の事業所が加盟する連絡会がある。その連絡会では、月に 1 度定例会を開催している。定例会の中では、さまざまな情報共有や、事業所を高められる内容を考えてやっている。また、年 3 回学習の機会を設けている。1 つは、指導員を中心にしてやっているもの、もう 1 つは、学習集会というもので、制度のこと運動のことなどを共有している。最後の 1 つは、実践講座というもので、子どもを見る目をどう作っていくかという視点で、実践を記録すること、伝えることの大切さを大事にしている。

仙台市内では、平成 11 年から仙台市の独自補助金事業で障害のある子どもたちの放課後活動をしていた。行政との連携で、仙台市内の事業所の 7 割程度の事業所が加盟するネットワークとなっている。来年度以降は児発管研修の内容が変わると聞いているが、専門性が足りなくなる可能性があると思っている。それを危惧していて、ネットワークとして研修制度を作れないかと考えている。3~4 回の回数で研修ができないかと構想しているところ。放課後等デイでの支援は、年齢、障害の度合いについても異なるところがあるので、それをカバーできるものと考えている。



※発言する熊谷さん（仙台市）

行事では、指導員と子どもたちとのかかわりがわかって、それを見ることで勉強になることがあるし、子どもたちのうれしそうな姿、家では見ることができない姿を見ることができて、事業所に感謝している。

過剰な活動はいらないけど、ある程度は必要かと思う。私の糧になっている。

厚：保護者同士の情報交換でLINEを使って、それで十分という親御さんもおられる。生で話をするのが良いという部分について、どのように感じているか？

全：LINE も使うが、子どもに直接支援してくれる支援者と直接会って話をするのが大事。親の視点と支援者の視点は違う。それを知ることができるのは重要。

指導員と顔を合わせることで、子どもも安心すると思う。自分のことをよく知ってもらえている、わかってもらえる大人に守られる安心感が大事かなと思う。

厚：事業所との信頼関係が根底にあるということがよくわかった。

現在、事業所の「情報公表制度」が始まっているところ。そこで、「事業所選び」の視点をお聞きしたい。保護者会はハードルが高いので、保護者としては、そういう事業所は避けたいという思いが出てしまうようにも思う。選ぶ側に訴えるにはどうすればいいのか？

全：私たちとしては、この場のような意見交換の内容を事業者同士がどのように共有できるかを考えている。今日の中では、ネットワークのこと、自立支援協議会のことなどがあったが、情報公表制度が公表対象とするような「看板」だけに解決を求めるというのではなく、事業所みんなの質が上がっていくことを目指したい。いまの話だと、「選ぶのは親の責任」となってしまう。そういうことではなくて、「事業所が向上していく仕組み作り」が重要ではないかと思う。

厚：よく聞く話として、「事業所のHP がきれいなどころに流れてしまう」ということがあると思う。事業所を選ぶポイントはどこにあるか、制度で使えるものがあるなら使えないかなという視点で質問したところ。

全：「保護者会がある」というと人気なくなるのは事実としてある。保護者会についての視点は、私たちとしても保護者の方々を含め、声を集めていきたいと思う。

厚：先ほどの八代市の実態だが、日中一時支援などの他の支援があるのか？

全：ほかの制度でフォローできている訳ではない。相談支援事業所の方の訴えがあっても、支給量が増えるのは1%ぐらい。放デイも児童発達支援も月5回だけ、児童発達支援については、市の担

当者は「幼稚園に行けなくなるでしょう」という話があった。

・意見書を出しても、「協議の結果5回です」との回答しかなかった。

## おわりに

山口室長からご感想をいただいた。

「放デイは制度としては新しい制度。放デイの機能については、現場がどうなっているのかを考えるのが一番大事。みなさんはそう思わないかもしれないが、私たちは、制度を作るときには「現場が良くなるよう」に作っている。しかし、なかなかうまくいかないことがある。現場をよく知って制度をつくっていくというのが大事だと思っている。これからも現場の意見を聞かせていただきたい。

## 丸山副会長の閉会の挨拶

制度のどこがどうという細かい話ではなく、「放課後等デイというものはどういったものか」「何のためのものなのか」というところを共有できたと思う。

ただ、それと同時に、緊急的にやらないといけないこともあるのは事実。すぐに制度の細かいところを改善することも大事だと思う。私のいる京都府内でも、これでは事業所をやってられないというところが出ている。

制度を大きく変えるのは議論が必要かもしれないが、運用面の問題については、厚労省も取り組んでもらえればと思う。

全国的な状況については、全国放課後連でも把握できていないことがあるはずなので、そういったことについて情報を集めていかないといけない。厚労省も実態把握をされているが、厚労省が良い意味で目を光らせていることを示すだけでも運用面で改善することがあると思う。実態の把握というのをベースに、今後の改善を図って欲しい。

**\* 役員近著 \***  
**村岡真治(副会長) 著**

**まるごと入門  
障害児の人格を育てる  
放課後実践**

全国障害者問題研究会出版  
2018年7月



# 第39回研修会 in 東京

## 2019年3月10日(日)開催

全国放課後連では、毎年度3回研修会を開催しております。今年度の最後の研修会を3月10日に東京で開催いたします。会員でなくてもご参加いただけます。多くの方のご参加をお待ちしております。開催概要は以下の通りです。チラシ、事前申し込み等については、全国放課後連HPにてお知らせいたします。

### 第39回研修会 in 東京

◎日時： 2019年3月10日(日) 10:30~16:30  
(10時受付開始)

◎会場： 東京福祉大学池袋キャンパス 9号館  
※アクセス

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-14-7  
JR・西武池袋線・東武東上線・東京メトロ「池袋」駅徒歩4分



◎内容：

【午前の部】11:00~12:30 行政説明

「障害者福祉施策の動向」

講演者： 鈴木久也氏

(厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援

室 障害児支援専門官)

【午後の部】13:30~16:30

#### 第1分科会

「私たちが求める制度の在り方を考える」

報告者：中村尚子氏(全国放課後連政策提言委員会委員長、立正大学特任准教授)

指定討論者：小野浩氏(きょうされん常任理事)  
二見清一氏(足立区障がい福祉課)

コーディネーター：真崎亮司氏(全国放課後連事務局)

#### 第2分科会

「私たちが求める実践のあり方を考える」

講師：村岡真治氏(全国放課後連副会長)

◎お申し込み・問い合わせ

研修会は、事前申し込み制となっております。全国放課後連HPにアクセスしていただき、事前申し込み書をダウンロードの上、必要事項を記載し、所定のFAX番号までFAXをお願いいたします。

<全国放課後連HP>

<http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/index.html>

## 全国放課後連 第16回総会

### 2019年6月2日(日)開催

全国放課後連の第16回総会を、2019年6月2日(日)に開催いたします。

会員みなさまには日程が近づきましたら、改めてご案内をさせていただきます。

次期報酬改定に向けた運動を強める年度にもなりますので、多くの会員の方のご参加をお願いいたします。

#### 編集後記

2019年が始まりました。今年もよろしくお願いたします。2018年4月からの報酬改定で、いま現場では大きな混乱が生じています。一方で、放課後等デイの利用児童数と事業数は、2018年10月現在で、20万3398人、1万2930か所となっております、ともに増加を続けています。

11月26日に開催した厚労省との共同学習会は、障害児支援室長以下5名の担当者の方にご参加いただきました。現場の声を届ける有意義な機会となりました。今回の報酬改定の問題点は、次期報酬改定を待たずに改善する必要があります。全国放課後連としては、今後も、現場の声を集め、大きな声にし、立法・行政に届けていきたいと思っております。(真崎)

【発行】全国放課後連